



## 幼稚園

問 市来庁舎 教育総務課 ☎21-5126

市内には市立幼稚園が1園、私立認定こども園(教育部分)2園、私立幼稚園が1園あります。

| 区分 | 園名    | 所在地      | 電話番号    | 区分 | 園名         | 所在地       | 電話番号    |
|----|-------|----------|---------|----|------------|-----------|---------|
| 市立 | 市来幼稚園 | 大里3731番地 | 36-3188 | 私立 | 神村学園附属幼稚園  | 別府3970番地  | 21-2072 |
|    |       |          |         | 私立 | くしきの森のこども園 | 金山15822-1 | 32-3700 |
|    |       |          |         | 私立 | 友愛幼稚園      | 住吉町94番地   | 32-2915 |

※入園の募集は各幼稚園、認定こども園で受け付けています。入園を希望される方は各幼稚園、認定こども園に直接お申込みください。

## 小・中学校

問 市来庁舎 教育総務課 ☎21-5126

### 小・中学校への入学

入学する児童・生徒の保護者に対して、入学する年の1月末日までに教育委員会から入学する学校及び入学期日を記載した入学通知書が送付されます。なお、次の場合は、教育総務課にお問合せください。

- ①入学通知書が届かないとき
- ②入学通知書の記載に疑問があるとき
- ③病弱または止むを得ない理由により就学が困難と思われるとき
- ④特別な事情により、入学通知に記載された学校以外の学校に入学を希望するとき
- ⑤国立、私立の学校に入学するとき

※入学通知書を受け取った後に、転居または転出するときは、教育総務課に入学通知書をお持ちの上、届けてください。

### 通学補助制度

遠距離通学の児童生徒の通学費負担の軽減を図るため、その保護者に対し、補助をする制度です。

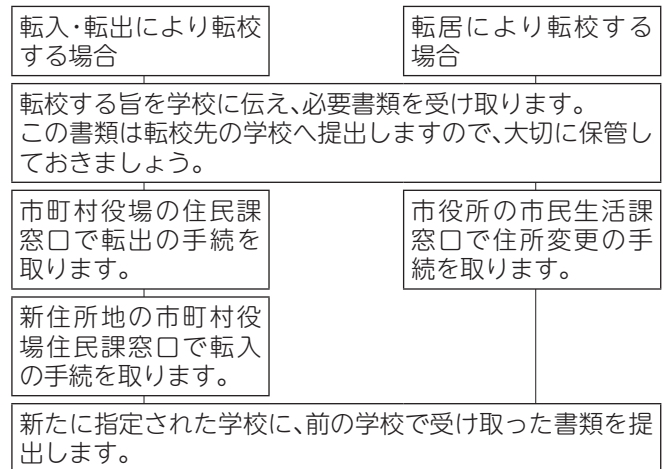
| 補助の対象者                        | 区分                         | 補助金額         |
|-------------------------------|----------------------------|--------------|
| 市内に住所を有し、市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者 | 通学距離が4キロメートル以上6キロメートル未満の場合 | 1人につき年額1万円以内 |
|                               | 通学距離が6キロメートル以上の場合          | 1人につき年額2万円以内 |

※入学または転居に伴う転校の際に、お問合せ窓口へお問合せください。



### 転入・転出・転居等の手続

#### ①住所が変わり就学する学校が変わる場合



#### ②住所が変わっても就学する学校区域が変わらない場合



〈 広告 〉

総合事務器・紙製品・文具  
事務用品・オフィス家具

合同会社  
**のものと文具店**

【営業取り扱い品目】

- ◆デジタル複合機・パソコン・プリンター周辺機器
- ◆シュレッダー・レジスター他事務用機器
- ◆紙製品・文具・事務用品・日用品・学校教材
- ◆オフィス家具全般・OAフロア・間仕切り・工事黒板
- ◆トロフィー・メダル他記念品ギフト用品
- ◆印鑑・ゴム印・スタンパー
- ◆機密文書出張細断サービス
- ◆通信販売「カウネット」「エデュース」他

いちき串木野市元町175番地  
**TEL 0996-32-2425**  
E-mail:bungu-tengoku@poppy.ocn.ne.jp

学校法人 西薩キリスト教学園  
**友愛幼稚園**

キリスト教 保育  
一人ひとりを大切に保育

主体的なあそびを大切に保育  
自然との出会いを大切に保育

お気軽にお問合せ下さい。  
いちき串木野市住吉町94  
**TEL 0996-32-2915**

HP Instagram

## 小規模校入学特別認可校制度(特認校制度)

山間部の恵まれた自然環境の中にある小規模校の特性を生かして、個々に応じた体力づくりや学ぶ楽しさを体験させ、思いやりの心に満ちた子どもを育てたいと希望する保護者・児童に一定の条件のもと、通学区域を越えて入学・転学を認めるものです。

### 入学・転学の条件

- (1)期 間 1年間の通年通学に限ります。
- (2)対象学年 小学1年生～6年生
- (3)申 込 み 特認校を通じて教育総務課にお申込みください。ただし、教育委員会が制度の趣旨に沿ったものであるか、入学が適当であるか判断します。(申込者については面談を行います。)
- (4)入学・転学の制限及び許可の取消し  
ア. 新規申込の場合、特認校への入学・転学を許可することにより、現住所地の通学区域の学校において、対象学年が学級減になるおそれが生じた時、または対象学年の児童数が少なく、学級運営に支障が生じると見込まれる時などは入学・転学を許可しない場合があります。  
イ. 申込者が申込みの事実と異なり、趣旨・目的に合わない事由が生じ、支障があると認められるときは、入学・転学を取り消すことがあります。
- (5)保護者の協力  
児童が正規の通学区域を越えて通学することから、登下校における安全の確保、PTA活動等への協力、その他学校の指導等に対する協力が不可欠です。

### (6)通学

特認校へは、自力による通学(保護者による送迎等)が原則です。

現在、通学バスを準備していますが、市が交通手段を準備できない場合は保護者送迎による通学となります。

| 区分          | 串木野地域  | 市来地域  |
|-------------|--------|-------|
| 特認校         | 旭小学校   | 川上小学校 |
|             | 荒川小学校  |       |
| 特認校へ転学できる学校 | 串木野小学校 |       |

## 学校施設開放事業

問 市来庁舎 教育総務課 ☎21-5126

子どもの安全な遊び場の確保と社会教育団体活動の促進、社会体育の普及を図るため、学校施設を学校教育に支障のない範囲内で、市民の皆さんに開放しています。

### 利用団体の登録

毎年度4月に利用者団体の登録をしてください。(広報紙等でお知らせします。)

| 区分  | 開放施設       | 利用目的                         | 利用対象者                                                                |
|-----|------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 小学校 | 校 庭        | 子どもの遊び場                      | 市内に在住・在勤・<br>在学している方で、<br>10人以上で構成し、<br>かつ団体の監督者<br>として成人が含ま<br>れること |
|     |            | 少年団活動                        |                                                                      |
|     | 体育館        | 社会体育                         |                                                                      |
|     |            | レクリエーション活動                   |                                                                      |
| 中学校 | 校庭・<br>体育館 | 団体で行うス<br>ポーツ・レクリ<br>エーション活動 | (子どもの遊び場と<br>して利用する場合<br>を除きます。)                                     |

## スクールカウンセラー等

問 市来庁舎 学校教育課 ☎21-5127

### スクールカウンセラー相談事業

子どもたちの悩みや不安は、様々です。どんなささいなことでも、まず相談することが大切です。本市では、全ての小・中学校にスクールカウンセラーを派遣しています。いじめ、不登校、対人関係、学習、進路等、悩みや不安を気軽に相談してください。

また、小・中学生の保護者を対象にした心の架け橋教育相談会を実施しています。子育てにおける悩みや不安等、一人で抱えこまないでください。

スクールカウンセラーは子どもや保護者の相談等に関して、豊富な知識や技術で対応する専門家です。相談したいときは、各学校または学校教育課に連絡してください。なお、相談内容の秘密は厳守します。

### スクールソーシャルワーカー相談事業

スクールソーシャルワーカー(SSW)は、いじめや不登校等、児童生徒が抱える問題行動の背景にある心理面や家庭、友人、地域などの環境に働きかけ、問題を抱える児童生徒に支援を行う専門家です。

本市では、市教育委員会にSSWスーパーバイザー1名、SSW2名を配置し、市内小中学校の児童生徒からの相談などをもとに、関係機関との連携を深めながら、教育相談・支援活動に取り組んでいます。相談したいときは、各学校または学校教育課に連絡してください。なお、相談内容の秘密は厳守します。

# 薩摩スチューデント奨学プログラム

問 市来庁舎 教育総務課 ☎21-5126

薩摩藩英国留学生のように、いちき串木野市で育った子ども達が勉学に励むことを支援し、将来いちき串木野市に戻って、ふるさとの未来のために活躍(居住・就労)することを促進するため「薩摩スチューデント奨学ローン」と「奨学金返還支援制度」を創設しました。

次の4つのプログラムを柱としています。

## 1 薩摩スチューデント奨学ローン

通常の金利より優遇された奨学ローンを市と「薩摩スチューデント奨学プログラムに関する協定」を締結した鹿児島相互信用金庫にてお申込みいただけます。事前に市が実施する説明会へ参加の上、登録することが必要です。

奨学ローンの毎月の上限額は次のとおりです。

高校生 3万円／毎月(最大108万円)

大学、短大、専門学校等 5万円／毎月(最大240万円)

※利用には、金融機関の審査があります。審査の結果、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

※借入者は学生ではなく保護者(本市在住)になります。

※貸付総額の上限は、連携金融機関の融資枠の範囲内となります。

※申込日時点で就学者が満25歳以下の方に限ります。

また薩摩スチューデント奨学ローンは、学生が薩摩スチューデント交流事業に参加することを要件として、奨学ローン返済完了分の利息全額及び元金の一部または全額補助を行います。

## 2 奨学金返還支援制度

大学等を卒業した方が市内に居住・就労することを促進し、若者の市外への流出に歯止めをかけるため、日本学生支援機構等の奨学金の返還を支援します。次の要件を満たす方が対象で、利用を希望する場合は事前に登録が必要です。

①日本学生支援機構等の奨学金の貸与を受けた方が大学等を卒業後、いちき串木野市に居住し、令和5年4月1日以降に市内の事業所に就職し、市内に勤務していること。

②事業所に就職した日時点で満30歳未満であること。

③対象者の2親等以内の親族が代表者または取締役等の経営を担う職務を務めている事業所との雇用契約ではないこと。

④他の奨学金等の返還補助を受けていないこと。

⑤国及び地方公共団体の職員でないこと、暴力団員でないこと。

※ただし、本市出身者については、特例措置として、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に県内の事業所に就職(正規雇用)し、当該事業所に勤務している方も対象とします。

## 3 企業等と連携した奨学金返還支援基金の造成

安心して子育てできるよう、これから生まれてくる子どもたちが高校・大学等を卒業後、10年間かけて返済・補てんする期間は制度として持続する必要があります。

行政だけで「薩摩スチューデント奨学プログラム」を運営するのではなく、このプログラムに必要な資金の一部について、企業版ふるさと納税や市民・市内事業者の皆様の寄附を幅広く募ります。

## 4 薩摩スチューデント交流事業

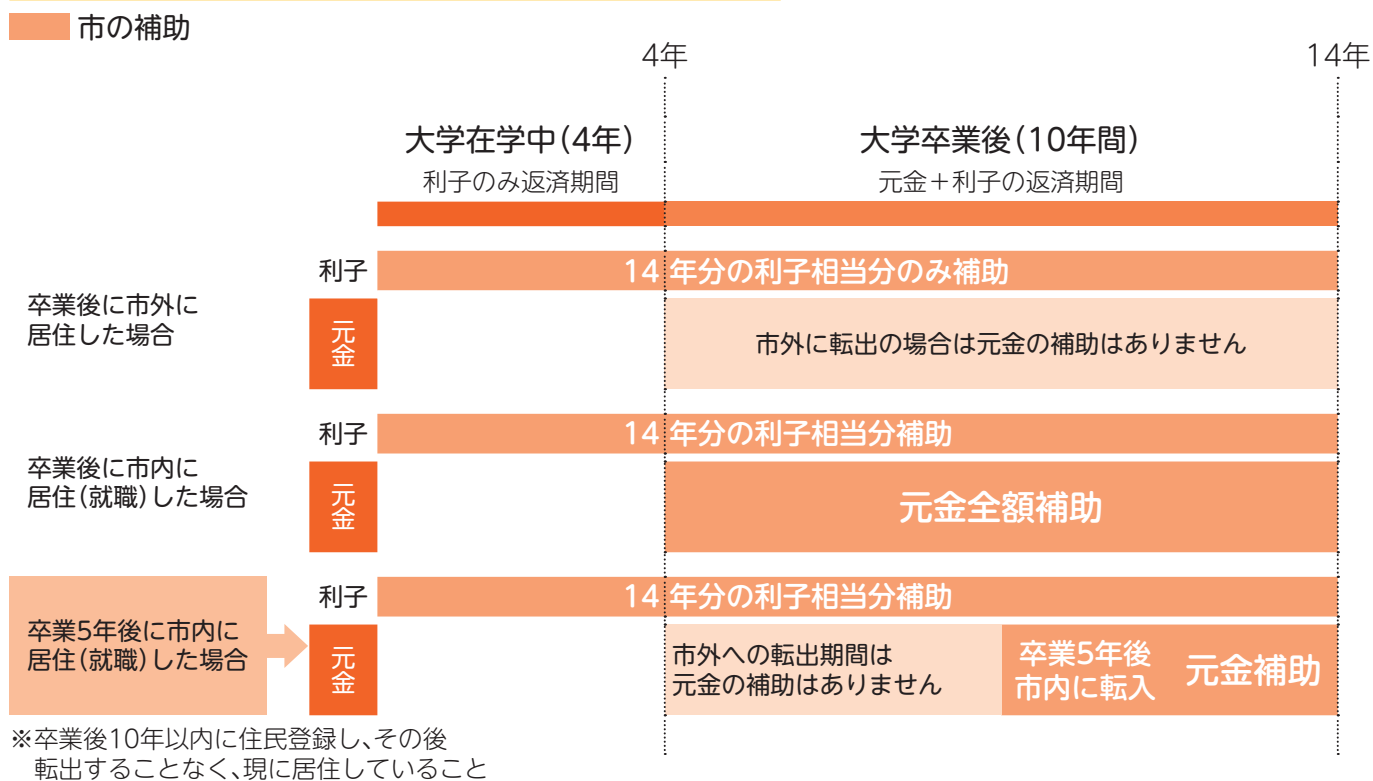
市と学生とのつながりを市内企業等と連携して、学生との情報交換イベントを企画します。

### ●制度の概要

| 制度      | 薩摩スチューデント奨学ローン制度                                                        | 奨学金返還支援制度                                                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象奨学金   | 薩摩スチューデント奨学ローン                                                          | 日本学生支援機構、鹿児島県育英財団の奨学金及び別に市長が認める奨学金                                                              |
| 利子助成    | 借入者全員に、利子を全額助成                                                          | 大学等卒業後本市に居住または満30歳未満で本市に居住し、市内企業(公務員は除く。)に就労した場合に奨学金の利子及び元金返済額を助成します。ただし、年額24万円、総額240万円を限度とします。 |
| 元金助成    | 学校卒業後本市に居住、または10年以内に本市に戻り居住し、県内企業(公務員は除く。)に就労した場合に奨学金の元金返済額を助成します。      |                                                                                                 |
| 助成方法    | 前年度に返済した利子及び元金相当分を借入者へ補助金として交付します。                                      |                                                                                                 |
| 補助金交付期間 | 補助対象奨学金の返還開始年度の翌年度から10年間の限度です。<br>(例)卒業の5年後に本市に戻り居住・就労した場合、残り5年間の助成します。 | 補助対象奨学金の返還開始年度の翌年度から10年間の限度です。<br>(例)卒業の5年後に本市に居住・就労した場合、残り5年間の助成します。                           |
| 対象要件    | ・薩摩スチューデント交流事業に参加する方<br>・奨学ローンを返済した方<br>・市税等を滞納していない方                   | ・市税等を滞納していない方<br>・いずれか1つの奨学金が対象<br>・薩摩スチューデント奨学ローン利用者は除きます。                                     |



## 金融機関から大学在学中に奨学ローンを利用した場合



## 制度の利用について

### ①薩摩スチューデント奨学ローン

- ・薩摩スチューデント奨学ローン申込希望者については、説明会への参加が必要です。  
説明会については、随時開催を予定しており、広報紙等でご案内いたします。

### ②奨学金返還支援制度

- ・事前に市への登録が必要です。教育総務課でお手続きください。

- 問合せ 奨学ローン・奨学金返還支援制度について：教育総務課 ☎21-5126  
企業版ふるさと納税・交流事業について：企画政策課 ☎33-5628



## 学校給食

問 いちき串木野市立学校給食センター ☎33-0239

現在、市立幼稚園(1園)、市立小学校(8校)、市立中学校(5校)に約2,000食を給食センターで調理し配食しています。栄養に気を配り、かつ衛生管理に十分留意しながら、また献立も郷土色豊かなものを心がけています。

給食センターでは、毎日の給食やきゅうしょく通信等を、市のホームページで紹介していますので、ご覧ください。



## 学校給食費の無償化

保護者等の経済的な負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、児童生徒の学校給食費無償化を実施しています。

## 生涯教育

問 市来庁舎 社会教育課 ☎21-5128

### 中央公民館

中央公民館、市来地域公民館では、生涯学習の中枢施設として、子どもから高齢者まで、幅広い年代を対象に、講座や学級を開設しています。講座や学級の内容については、各施設にお問合せください。

| 施設名     | 開館時間       | 休館日              | 問合せ先電話番号 |
|---------|------------|------------------|----------|
| 中央公民館   | 8:30~22:00 | 日曜日、祝日、12/29~1/3 | 33-5655  |
| 市来地域公民館 | 8:30~22:00 | 日曜日、祝日、12/29~1/3 | 21-5800  |

### ワクワク体験事業 青松塾(せいしょうじゅく)

「青松塾」では、自ら考え学ぶ習慣を身に付ける自学学習活動と、ふるさとの自然や歴史に触れ、豊かな心を育てる体験活動を、鹿児島大学教育学部の協力のもとに行います。

- 実施期間 毎年度通年 毎週土曜日(第2・3土曜日を除く。)
- 会場 中央公民館他
- 対象 小学生の部、中学生の部、英語の部
- 定員 30人程度
- 申込方法等 社会教育課にお問合せください。

### 視聴覚ライブラリー

学校や生涯学習団体の活動の手助けとして、視聴覚機材などの貸出し・仲介を行っています。

### 職員による出前講座

市職員が講師となって、出前講座を開設します。講座の内容や、申込み方法等は次のとおりです。お気軽にご利用ください。

#### 趣 旨

市民の生涯学習活動を支援することを目的とし、市職員が講師となり市民の学習ニーズ(知りたい、聴きたい、学びたい)に対応しようとするものです。

#### 実施方法

市内に在住・勤務・在学している5人以上の方で構成された団体・グループの要請により、要請団体(申込者)の指定する場所に職員が出向いて実施します。

#### 申込方法

出前講座を開催したい日の20日前までに、「申込書」に記入し、社会教育課へ提出してください。「申込書」は、社会教育課及び市役所関係課にあります。

その後、関係各課の講師と調整を行い、講座の日程を決定します。

#### 講座内容

出前講座のメニューはホームページや広報紙でお知らせします。

#### 開催時間・場所

曜日を問わず9時から21時までの間で、2時間以内とします。

開催場所は市内に限ります。(休日と夜間は、担当部所との調整が必要です)

メニューにより日時・開催場所が制限される場合もあります。

#### 会場の手配

会場の手配や参加者への周知は申込者でお願いします。

#### 受講料

講師料は無料ですが、講座に必要な会場使用料、材料費等は主催者(申込者)で用意していただくことがあります。



教育

## 文化・教養

### 市民文化センター・いちきアクアホール

問 市来庁舎 社会教育課 ☎21-5113

#### (1) 市民文化センター

- 開館時間 9:00～22:00
- 休館日 月曜日、12月29日～1月3日
- 問合せ ☎33-5655
- 使用の申請手続

市民文化センターの使用の許可を受けようとする方は、使用しようとする日の3か月前から4日前までの期間内に使用許可申請書を市民文化センターに提出してください。(使用許可申請書の様式は、市民文化センターにあります。)

#### (2) いちきアクアホール

- 開館時間 9:00～22:00
- 休館日 月曜日、12月29日～翌年1月3日
- 問合せ ☎21-5800
- 使用の申請手続

いちきアクアホールの使用の許可を受けようとする方は、使用しようとする日の6か月前から10日前あるいは前日までの期間内に使用許可申請書をいちきアクアホールに提出してください。(使用許可申請書の様式は、いちきアクアホールにあります。)

### 図書館

問 市来庁舎 社会教育課 ☎21-5113 図書館 ☎33-3755 市来分館 ☎24-8112

小説や絵本、毎日の生活に役立ついろいろな本のほか、郷土に関係ある本や調査・研究に必要な参考図書等も揃えていますので、お気軽にご利用ください。

- 所在地
  - 市立図書館 昭和通133番地1
  - 市立図書館市来分館 湊町1丁目102番地

- 開館時間 9:00～19:00(ただし、土曜日、日曜日及び毎月第3日曜日の翌日の月曜日は、9:00～17:00)

- 休館日 月曜日(毎月第3日曜日の翌日を除く。)、毎月第3日曜日、12月29日～1月3日及び特別整理期間(年1回2週間以内)

- はじめて利用するとき(登録) 市内に居住する方、市内の事業所に勤務する方、市内の学校に在学する方などなたでも貸出しを受けられます。はじめて利用するときに「利用者カード」を作成します。カード作成時に身分を証明するもの(マイナンバーカード、運転免許証、保険証、学生証など)が必要となります。

「利用者カード」は、市立図書館(本館・市来分館)、移動図書館車で共通です。

- 借りるとき(貸出し)

借りたい本と利用者カードをカウンターまでお持ちください。貸出冊数は1人5冊まで(ビデオは1巻まで)です。貸出期間は2週間(ビデオは3日間)です。

- 返すとき(返却)

借りた本等は市立図書館(本館・市来分館)、移動図書館車のどちらでも返却できます。また、図書館が閉まっているとき(時間外や休館日)は、ブックポスト(図書館の入口にあります。)に返却してください。(利用者カードは必要ありません。)

- 蔵書の検索

市立図書館の蔵書の検索が、次の二次元コードからできます。



- 移動図書館

移動図書館車が市内を巡回します。お気軽にご利用ください。

※巡回日、コース及びサービスステーションへの到着予定時刻等は、市立図書館へお問合せください。

### 冠嶽園(かながくえん)

問 市来庁舎 社会教育課 ☎21-5113

冠嶽園は、市民に教育・文化を提供する施設(庭園)です。

冠嶽園を使用し、催物等をしようとする方は、使用しようとする日の7日前までに問合せ窓口へ使用許可申請書を提出してください。

- 所在地 冠嶽13511番地7

- 開館時間 9:00～17:00

- 休館日 月曜日(月曜日が祝日のときは翌火曜日)、12月29日～12月31日



教育

## 文化財

### 市来庁舎 社会教育課 ☎21-5113

歴史と伝統に恵まれた本市には、貴重な文化財が数多く残されています。これらの文化財の保存、活用を図り伝承するため、国・県・市のそれぞれの指定文化財等の伝承、保存活用に必要な措置、遺跡の保護・保存などを行っています。

#### ●主な郷土芸能

| 名称        | 開催時期                | 場所        |
|-----------|---------------------|-----------|
| ガウンガウン祭   | 3月上旬頃<br>(旧暦:2月2日頃) | 野元(深田神社)  |
| 太郎太郎祭     | 3月中旬頃<br>(旧暦2月4日ごろ) | 羽島(羽島崎神社) |
| 七夕踊       | 8月上旬頃               | 大里(堀ノ内庭)  |
| 羽島南方神社太鼓踊 | 8月下旬頃               | 羽島(南方神社)  |
| 川上踊       | 8月下旬頃               | 川上(長田神社他) |
| 虫追踊       | 9月23日               | 大里地区      |

#### ●歴史民俗資料室

中央公民館3階にあります。県内外の貝を約2万点集めた「植之原コレクション」や漁業関連民俗資料の内容が充実しています。

#### ●歴史資料室

いちきアควアホール内の図書館市来分館隣にあります。市来貝塚出土品をはじめ、市内各所で発掘された遺物が展示されています。

## スポーツ・レクリエーション

市来庁舎 社会教育課 ☎21-5129

### スポーツ施設

#### (1)三井串木野グラウンド

- 所在地 生福5351番地
- 開場時間 8:30~22:00
- 休場日 12月29日~1月3日
- 問合せ ☎33-2788

#### (2)市来運動場

- 所在地 湊町1243番地1・1244番地
- 開場時間 8:30~19:00
- 休場日 12月29日~1月3日
- 問合せ ☎33-2788

#### (3)三井串木野パークゴルフ場

パークゴルフ場は、市民の皆さんの健康増進及び地域の活性化のための施設です。

- 所在地 生福9874番地92
- 開場時間 7月~8月 8:30~19:00  
9月~6月 8:30~17:00
- 休場日 毎週火曜日(火曜日が祝日のときは水曜日)、12月29日~1月1日
- 問合せ ☎32-8118

#### (4)川上運動広場

- 所在地 川上1707番地
- 開場時間 8:30~22:00
- 休場日 12月29日~1月3日

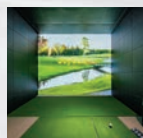


教育

〈 告 告 〉

## 楽しく有意義な ゴルフライフをサポート

「もっと上手になりたい」「練習時間を有意義に使いたい」「最新型の練習機器を試してみたい」とお考えではありませんか。鹿児島エリアのゴルファーをサポートするために、快適環境の屋内ゴルフ練習場を開設しております。オートティーアップシステムを設置した半個室の打席では、周囲の目を気にすることなくスイングに集中できます。また、リアルタイムにデータを収集して大画面で確認できるシミュレーションゴルフも上達を力強く後押しします。使い勝手と居心地の良さにもこだわって楽しいゴルフライフに貢献してまいります。



|                                    |                                                                     |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| <b>DAY Member</b><br>(月額) ¥2,500   | <b>8:00~16:00</b><br>1時間 平日/¥700 土日祝/¥1,000                         |
| <b>NIGHT Member</b><br>(月額) ¥3,500 | <b>17:00~22:00</b><br>1時間 平日/¥900 土日祝/¥1,200                        |
| <b>ALL Member</b><br>(月額) ¥5,500   | <b>8:00~22:00</b><br>1時間 全日/¥500                                    |
| <b>VISITOR</b><br>(平日) ¥1,700      | <b>8:00~17:00</b> 1時間 平日/¥1,700<br><b>17:00~22:00</b> 1時間 平日/¥2,200 |
| <b>法人会員</b><br>(年会費) ¥150,000      | <b>120分 平日/¥0</b><br><b>1時間 土日祝/¥500</b>                            |



☎0996-29-3061

【営業時間】8:00~22:00 【駐車場】18台完備

〒895-0065  
薩摩川内市内宮内町 3993-1  
県道44号線沿い

詳しくはHPをご覧ください→





(5) 串木野体育センター、市来体育館、市来武道館、  
B&G海洋センター体育館・武道館、Fアリーナい  
ちき串木野、NSP秀栄ドーム

●施設の所在地・開館時間・休館日等

●串木野体育センター

- 所在地 長崎町91番地
- 開館時間 8:30～22:00
- 休館日 月曜日、12月29日～1月3日
- 問合せ ☎32-1899

●市来体育館

- 所在地 大里5547番地1
- 開館時間 8:30～22:00
- 休館日 月曜日、12月29日～1月3日
- 問合せ ☎36-2881

●市来武道館

- 所在地 大里3750番地1
- 開館時間 8:30～22:00
- 休館日 月曜日、12月29日～1月3日
- 問合せ ☎36-2881

●B&G海洋センター体育館・B&G海洋センター武道館

- 所在地 野元20957番地1
- 開館時間 8:30～22:00
- 休館日 月曜日、12月29日～1月3日
- 問合せ ☎32-8994

●Fアリーナいちき串木野

- 所在地 生福5298番地3
- 開館時間 8:30～22:00
- 休館日 月曜日、12月29日～1月3日
- 問合せ ☎32-8588

●NSP秀栄ドーム

- 所在地 湊町1丁目115番地
- 開館時間 8:30～22:00
- 休館日 12月28日～1月4日
- 問合せ ☎36-2881

(6) 三井串木野テニスコート

- 所在地 生福5333番地6
- 開場時間 8:30～22:00
- 休場日 12月29日～1月3日
- 問合せ ☎33-2788

(7) 弓道場

●所在地

- (1) 市来弓道場 大里5532番地1
- (2) 串木野弓道場 栄町16番地

- 開場時間 8:30～22:00
- 休場日 月曜日(月曜日が祝日の場合は火曜日)、12月29日～1月3日

(8) B&G海洋センター艇庫等

- 所在地 野元20957番地1
- 開館時間 9:00～17:00
- 休館日 月曜日、12月29日～1月3日
- 問合せ ☎32-8994

(9) B&G海洋センタープール(長崎鼻海水プール)

問 市来庁舎 社会教育課 ☎21-5129

- 所在地 長崎町(長崎鼻公園内)
- 開場時間 9:00～18:00
- 開場日 7月中旬～8月31日
- 問合せ 社会教育課  
※8:30～17:15(土・日・祝日を除きます)  
令和7年度は営業中止

●使用料

- 小・中学生 1人1回110円(ロッカー及びシャワーを含みます。)
- 大人 1人1回220円(ロッカー及びシャワーを含みます。)



教育

## 各種スポーツ教室

市民の皆さんが生活の中で、手軽にスポーツを楽しみ、運動を通じて多くの仲間とふれあい、体力の増進が図られるように、各種スポーツ教室を行っています。

実施するスポーツについては、直接社会教育課へお問合せください。





## スポーツ・健康づくり行事

| 行事名                    | 時期  | 場所(会場)              | 対象者                                  | 主催        |
|------------------------|-----|---------------------|--------------------------------------|-----------|
| 春季職域ソフトボール大会           | 5月  | 三井串木野グラウンド          | 市内に居住または勤務している方で構成されたチーム             | 市ソフトボール協会 |
| 市内ソフトテニス大会             | 5月  | 三井串木野テニスコート         | 小・中・高校生、一般                           | 市ソフトテニス連盟 |
| 陸上選手権大会                | 6月  | 日置市伊集院総合運動公園        | 小・中学生                                |           |
| 市内卓球大会                 | 6月  | Fアリーナいちき串木野         | 市内に居住または通学する中・高・大学生及び市内に居住または通勤する社会人 | 市卓球連盟     |
| 市水泳選手権大会               | 7月  | 串木野西中学校プール          | 小学生から大人まで                            | 市水泳協会     |
| 公民館対抗市長旗争奪ナイターソフトボール大会 | 8月  | 三井串木野グラウンド          | 各公民館から20歳代から50歳代で編成されたチーム            | 市ソフトボール協会 |
| 串木野弓道大会                | 11月 | 市来弓道場               | 市内の高校生及び一般男女                         | 市弓道連盟     |
| 市民スポーツ大会               | 10月 | 三井串木野グラウンド          | 市民全般                                 | 市教育委員会    |
| 少年剣道練成大会               | 10月 | B&G海洋センター体育館        | 小・中学生                                |           |
| 地区対抗駅伝競走大会             | 11月 | 市立学校給食センター及び新港周回コース | 地区代表選手                               | 市教育委員会    |
| 秋季職域ソフトボール大会           | 11月 | 三井串木野グラウンド          | 市内に居住または勤務している方で構成されたチーム             | 市ソフトボール協会 |
| ロードレース大会               | 12月 | 日置市吹上浜公園周辺          | 小・中・高校生、一般                           | 市陸上競技協会   |

## スポーツ保険

ボランティア・地域活動などを行う4名以上の団体を構成員として加入できます。対象及び掛金は次のとおりです。

●受付期間 3月1日から翌年3月30日まで

●保険期間 4月1日～3月31日(ただし、4月1日以降の申込みは掛金振込日の翌日から有効となります。)

●問合せ ☎21-5129

| 団体  | 対象     | 内容              | 区分 | 掛金      | 補償               |
|-----|--------|-----------------|----|---------|------------------|
| 子ども | 団体活動全般 | スポーツ・ボランティア活動   | A1 | 800円    | 加入区分で補償内容が異なります。 |
|     | 団体活動全般 | 上記に加え、個人活動を含む   | AW | 1,450円  |                  |
| 大人  | 高校生以上  | 文化・ボランティア活動等    | A2 | 800円    |                  |
|     |        | スポーツ活動・指導       | C  | 1,850円  |                  |
|     |        | 子どものスポーツ活動の指導のみ | AC | 1,200円  |                  |
|     | 65歳以上  | スポーツ活動          | B  | 800円    |                  |
| 全年齢 | 全年齢    | 危険度の高いスポーツ活動    | D  | 11,000円 |                  |



教育